

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第6649881号  
(P6649881)

(45) 発行日 令和2年2月19日(2020.2.19)

(24) 登録日 令和2年1月21日(2020.1.21)

(51) Int.Cl.

F 1

B65D 75/58 (2006.01)

B 65 D 75/58

B65D 83/08 (2006.01)

B 65 D 83/08

B 65 D 83/08

B

G

請求項の数 20 (全 10 頁)

(21) 出願番号	特願2016-524475 (P2016-524475)	(73) 特許権者	516110642 レリーベス エガラ, エスエル スペイン, イー-08228 テラッサ (バルセロナ), シー/コロム, 519
(86) (22) 出願日	平成26年6月12日 (2014.6.12)	(74) 代理人	110001508 特許業務法人 津国
(65) 公表番号	特表2016-537269 (P2016-537269A)	(74) 代理人	100081053 弁理士 三侯 弘文
(43) 公表日	平成28年12月1日 (2016.12.1)	(72) 発明者	ガムンディ マスキュー, ヨゼ スペイン, イー-08222 テラッサ (バルセロナ), シー/リカルド カロ, 28 バイコス 2
(86) 國際出願番号	PCT/IB2014/001030	審査官	佐藤 正宗
(87) 國際公開番号	W02015/056061		
(87) 國際公開日	平成27年4月23日 (2015.4.23)		
審査請求日	平成29年6月7日 (2017.6.7)		
(31) 優先権主張番号	U201331173		
(32) 優先日	平成25年10月15日 (2013.10.15)		
(33) 優先権主張国・地域又は機関	スペイン(ES)		
(31) 優先権主張番号	U201430323		
(32) 優先日	平成26年3月11日 (2014.3.11)		
(33) 優先権主張国・地域又は機関	スペイン(ES)		

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】可撓性の使い捨て容器の開閉装置

## (57) 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

可撓性のベースシート(1)を有する可撓性の使い捨て容器用の開閉装置において、前記ベースシート(1)は、使用中は、使い捨て容器(30)の可撓性の壁シート(31)に接着され、前記使い捨て容器(30)に形成された放出開口(32)をカバーし、前記ベースシート(1)は、前記ベースシート(1)の残りの部分に折り曲げ線(6)により連結された開閉フラップ(2)を規定する外形カット(5)を有し、第1接着剤(3)が塗布された裏面を有し、

前記開閉フラップ(2)は、閉位置と開位置の間を動き、前記閉位置においては、前記開閉フラップ(2)は、前記放出開口(32)の周囲の壁シート(31)の領域に接着され、前記開位置においては、前記開閉フラップ(2)が持ち上げられて前記放出開口(32)への自由なアクセスを提供し、

前記ベースシート(1)は、第1層(1a)と第2層(1b)とを有し、前記第1層(1a)は、使用中は前記壁シート(31)に接着され、前記第2層(1b)は、第2接着剤(8a)により前記第1層(1a)に接着され、前記第1層(1a)と第2層(1b)とはプラスティック材料製であり、

前記折り曲げ線(6)は、前記ベースシート(1)の第1層(1a)と第2層(1b)の両方の層と、前記第1接着剤(3)と第2接着剤(8a)の両方の接着剤に及ぶ即ち貫通する一連の整合した不連続カットを有し、

前記折り曲げ線(6)は一本であり、前記一連の整合した不連続カットは、前記開閉フ

10

20

ラップ(2)が開位置にある時には、前記開閉ラップ(2)を手で保持することなく、前記開位置に留まらせ前記放出開口(32)への自由なアクセスを提供するよう機能することを特徴とする可撓性の使い捨て容器用の開閉装置。

【請求項2】

前記第1接着剤(3)は再接着可能な接着剤であることを特徴とする請求項1記載の開閉装置。

【請求項3】

前記第1接着剤(3)は前記壁シート(31)のシリコン被覆に接着する永久接着剤であることを特徴とする請求項1記載の開閉装置。

【請求項4】

前記外形カット(5)は湾曲端部部分(5a)を有し、前記湾曲端部部分(5a)は、前記折り曲げ線(6)の両端と交差し、前記折り曲げ線(6)の前記開閉ラップ(2)の外側に向かう両端から、前記ベースシート(1)の前記折り曲げ線(6)とは反対側の端部の方向に伸びることを特徴とする請求項1記載の開閉装置。

【請求項5】

前記ベースシート(1)は、前記第2層(1b)に第3接着剤(8b)で接着される第3層(1c)を有し、前記外形カット(5)と折り曲げ線(6)の一連の整合した不連続カットは、前記第3層(1c)と前記第2接着剤(8a)に及ぶ即ち貫通することを特徴とする請求項1記載の開閉装置。

【請求項6】

前記ベースシート(1)は、前記第2層(1b)に第3接着剤(8b)で接着された第3層(1c)を有し、前記外形カット(5)は、前記第3層(1c)と第2接着剤(8a)に及び、前記折り曲げ線(6)の整合した不連続カットは、前記第3層(1c)には及ばない即ち貫通しないことを特徴とする請求項1記載の開閉装置。

【請求項7】

前記第2層(1b)の厚さ又は剛性若しくはその両方は、前記第1層(1a)のそれよりも大きいことを特徴とする請求項5記載の開閉装置。

【請求項8】

前記第3層(1c)の厚さ又は剛性若しくはその両方は、前記第1層(1a)のそれよりも小さいことを特徴とする請求項5記載の開閉装置。

【請求項9】

前記第1層(1a)はプリント層であり、前記第2層(1b)と第2接着剤(8a)は透明であることを特徴とする請求項1記載の開閉装置。

【請求項10】

前記第1層(1a)はプリント層であり、前記第2と第3の層(1b, 1c)と第2と第3の接着剤(8a, 8b)は透明であることを特徴とする請求項5記載の開閉装置。

【請求項11】

前記第2層(1b)はプリント層であり、前記第3層(1c)と第3接着剤(8b)は透明であることを特徴とする請求項2記載の開閉装置。

【請求項12】

前記開閉ラップ(2)は、前記折り曲げ線(6)の反対側に把持タブ(4)を有することを特徴とする請求項1記載の開閉装置。

【請求項13】

前記把持タブ(4)には第1接着剤(3)が付着していないことを特徴とする請求項1記載の開閉装置。

【請求項14】

前記把持タブ(4)には、前記第1接着剤(3)に接着防止処理が施されていることを特徴とする請求項12記載の開閉装置。

【請求項15】

前記ベースシート(1)は包囲部分(7)を有し、前記包囲部分(7)は前記把持タブ

10

20

30

40

50

(4)の少なくとも一部を除き開閉フラップ(2)を包囲し、前記包囲部分(7)は、使用中は、前記壁シート(31)に永続的に固着されることを特徴とする請求項12記載の開閉装置。

#### 【請求項16】

前記折り曲げ線(6)は両方の湾曲端部部分(5a)に対し接線方向にあることを特徴とする請求項1記載の開閉装置。

#### 【請求項17】

前記第2層(1b)の厚さ又は剛性若しくはその両方は、前記第1層(1a)のそれらよりも大きいことを特徴とする請求項6記載の開閉装置。

#### 【請求項18】

前記第3層(1c)の厚さ又は剛性若しくはその両方は、前記第1層(1a)のそれらよりも小さいことを特徴とする請求項6記載の開閉装置。

#### 【請求項19】

前記第1層(1a)はプリント層であり、前記第2層(1b)と第2接着剤(8a)は透明であることを特徴とする請求項6記載の開閉装置。

#### 【請求項20】

前記第1層(1a)はプリント層であり、前記第2と第3の層(1b, 1c)と第2と第3の接着剤(8a, 8b)は透明であることを特徴とする請求項7記載の開閉装置。

#### 【発明の詳細な説明】

##### 【技術分野】

##### 【0001】

本発明は、可撓性の使い捨て容器の開閉装置に関する。使い捨て容器は、例えばウエットティッシュの容器であり、ウエットティッシュの湿分を保持(不透過を)しながら繰り返し使用する。即ち閉じたときに気密のシールが提供できる開閉装置を具備した容器である。本発明は他の製品の容器にも適用可能であり、例えばドライフルーツやナッツのパックや幼児用小袋(infant formula sachets)やチューインガムのパケットやパスタの容器等である。製品を収納するこれらの容器は、一部消費され後残った内容物は、完全に使い切るまで容器の中に保持しておけるものである。

##### 【背景技術】

##### 【0002】

特許文献1はウエットティッシュあるいは他の製品用の可撓性の使い捨て容器の開閉装置を開示する。この可撓性の使い捨て容器は、不透過の可撓性の材料製のシートから形成される。この容器は、2枚のシートの両端を横方向に横切るシームで閉鎖した平坦なチューブ状のバッグの形態をしている。放出開口が一方の側に形成され、そこから内容物であるウエットティッシュ等が取り出される。この開閉装置は、放出開口をカバーし、使い捨て容器の部分に当てて配置された接着性のベースシートを有する。このベースシートは、中央の折り畳み可能なフラップを分離する2本の対称な外形カットと2つの狭い周辺フレーム部分を組み込んでいる。このフラップの下に放出開口が配置され、2つの狭い周辺フレーム部分が常時パケットの平らな表面に糊付けされている。この折り畳み可能なフラップが、ベースシートにヒンジとして機能する折り曲げ線により接続される。前記折り曲げ線の反対側に非接着性のグリップタブを有する。上記の対称外形カットは、対向し湾曲した端部を有し、それらの間に中央のフラップの折り曲げ線が規定される。

##### 【0003】

特許文献1には幾つかの欠点がある。第1に、対称形状の外形カットの端部の両端の湾曲した端部の形状は、フラップの開口の境界部分に配置されて応力が集中する原因となる。これによりベースシートの材料が裂けるリスクがある。その結果ベースシートの残りの部分から開閉フラップが分離し、引っ張り力が解放時に適切に調整されない場合には容器から開閉フラップが分離することがある。第2に、折り畳み可能なフラップをベースシートに接続する単純な折り込みラインは、折り畳み可能なフラップをベースシートに取付ヒンジとして機能するが、折り畳み可能なフラップを開放状態に維持するのに必要な

10

20

30

40

50

フレキシビリティを提供するのには十分ではない。これにより、フラップはウェットティッシュを取り出す動作の間瞬時に閉じる傾向がある。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【特許文献1】スペイン実用新案第1058971U号明細書

【特許文献2】スペイン特許第2421381T3号明細書

【0005】

特許文献2は可撓性のベースシートが、使用中には、使い捨て容器に開けられた開口をカバーする可撓性の壁シートに固着される開閉装置を開示する。このベースシートは開閉フラップを規定する外形カットを有する。このフラップはベースシートの残りの部分に折り曲げ線で接続され、ベースシートの裏面は再接着可能な接着剤が塗布され、その結果開閉フラップは閉位置と開位置の間で動くことができる。閉位置においては、開閉フラップは、放出開口の回りの可撓性の壁シートの領域に接着されている。開位置においては開閉フラップが持ち上げられると放出開口への自由なアクセスを提供する。この外形カットは湾曲した端部部分を有し、この端部部分は、開閉フラップに対し外側に向かい折り曲げ線に対向するベースシートの端部の方向に向かって伸びる湾曲した端部部分を有する。このベースシートは、接着剤により互いに接着された下部層と上部層とを有する。この折り曲げ線は、前記ベースシートの下部層には及ぶが、上部層には及ばない連続カットにより形成される。

【0006】

特許文献2の開閉装置の1つの欠点は、上部層は比較的高いフレキシビリティ（可撓性）を有さなければならない点である。必要以上の可撓性の上部層は、十分なヒンジ機能を達成することができず、開位置にある開閉フラップを維持できなくなる。下部層が比較的高い剛性を有し、開閉フラップに必要とされる強度を与える場合には、この下部層の材料の剛性は、下部層の材料が形成されるリールから供給されるシートにプリント（印刷作業）を行う際に不都合となる。

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0007】

本発明は、上記の欠点を解決するために、使い捨て容器の開閉装置を提供する。この開閉装置は、可撓性のベースシートを有する。この開閉装置は、使用中には放出開口をカバーする可撓性の使い捨て容器の可撓性の壁シートに接着される。

【0008】

本発明のベースシートは、1つあるいは複数の外形カットを有する。この外形カットはベースシートの残りの部分に折り曲げ線で連結された開閉フラップを有し、更に第1接着剤でカバー（塗布）された裏面を有する。第1接着剤は、再接着可能な接着剤である、即ち表面の薄い層として適用されるときには、別の層に何回も接着と剥がしを繰り返すことができる。別の構成として永久的接着剤であり、使い捨て容器の可撓性の対向する壁シートに適用されるシリコン被覆（silicone varnish）に接着され、再接着可能な接着剤と同等な機能を果たす。

【0009】

開閉フラップは閉位置と開位置の間を動く。閉位置においては、開閉フラップは、放出開口の周囲の壁シートの領域に接着され、開位置においては、開閉フラップが持ち上げられて放出開口への自由なアクセスを提供する。この折り曲げ線は、開閉フラップが閉位置と開位置の間を動くときのヒンジとして機能する。

【0010】

本発明の第1実施例においては、ベースシートは、プラスティック材料製の2枚の層を有する。第1層は使用中は容器の可撓性の壁シートに接着され、第2層は第2接着剤により前記第1層に接着される。この場合、折り曲げ線（折り曲げ線）を形成する一連の

10

20

30

40

50

整合した不連続カットと開閉フラップを規定する外形カットの両方は、ベースシートの第1層と第2層の両方に及ぶ。

【課題を解決するための手段】

【0011】

この第1実施例において、上部層即ち第2層は非透過の保護材料製であり、第1層はそこにプリントできる材料製が好ましい。第1層がプリントされた層（プリント層）の場合には、第2層と第2接着剤は透明である。

【0012】

第2実施例において、ベースシートは3枚の層、即ち容器の可撓性の壁シートに接着される第1層と、第1層に第2接着剤で接着され第2層と、第2層に第3接着剤で接着される第3層とを有する。折り曲げ線を規定する一連の整合した不連続カットと開閉フラップ2を規定する外形カットは、3枚の層即ち第1層と第2層と第3層に及ぶ。ベースシートの第2層の厚さ又は剛性若しくはその両方は、第1層1aのそれら以上である。第3層の厚さ又は剛性若しくはその両方は、第1層1aのそれら以下である。

10

【0013】

第3実施例において、ベースシートは3枚の層、即ち容器の可撓性の壁シートに接着される第1層と、第1層に第2接着剤で接着され第2層と、第2層に第3接着剤で接着される第3層とを有する。開閉フラップを規定する外形カットは、3つの層即ち第1層、第2層、第3層に影響に及ぶ。この第3の実施例においては、折り曲げ線の一連の整合した不連続なカットは、第1層と第2層にのみ影響を及ぼし、第3層には影響を及ぼさない。第3実施例においては、折り曲げ線は、第1層と第2層に及ぶが、第3層には及ばない。

20

【0014】

第2実施例と第3実施例のいずれにいても、第3層は非透過の保護材料製であり、第1層と第2層はそこにプリントできる材料製が好ましい。第1層と第2層が、プリント層の場合には、プリント層の上の層と接着剤は透明である。

【0015】

整列した不連続なカットによる折り曲げ線の形成は、開閉フラップが閉位置と開位置の間で動くのを容易にし、開閉フラップが手で保持することなく開位置に留まることができるようになる。

30

【0016】

開閉フラップを規定する外形カットは、第1、第2、第3の実施例のいずれの場合にも、湾曲端部部分は、前記折り曲げ線の両端と交差し、前記折り曲げ線の前記開閉フラップの外側に向かう両端から、前記ベースシートの前記折り曲げ線とは反対側の端部の方向に伸びる。この折り曲げ線は、両側の端部から最も離れた場所で、湾曲した両方の端部部分に対し接線方向にある。

【0017】

かくして、応力が、開閉フラップが過剰な力で開く時には、ベースシートの折り曲げ線と外形カットとの間を交差する場所に発生する。この応力は、外形カットの湾曲した端部部分を介して分散され、容器の可撓性の壁シートに永久的に接着されたベースシートの部分により吸収され、その結果ベースシートが裂けるのを阻止できる。更に折り曲げ線がベースシートの第1層と第2層に及ぶ複数の整列した連続カットにより形成されているという事実により、折り曲げ線に対し適宜のフレキシビリティを与える。その結果折り畳み可能なフラップが開位置に維持され、直ちに閉じるという傾向がなくなる。

40

【0018】

いずれの実施例においても、開閉フラップは折り曲げ線の反対側に把持タブを有する。この把持タブは第1接着剤が塗布されていないか、あるいは第1接着剤上に接着防止処理が施されており、その結果、把持タブは、如何なる場合にも容器の可撓性の壁シートに固着することはない。

【0019】

50

ベースシートは包囲部分を有する。包囲部分は、把持タブの少なくとも一部に対応する部分を除き開閉フラップを包囲する。包囲部分は、使用中は、容器の可撓性の壁シートに永続的に固着される。かくして把持タブは、開閉フラップが閉位置にあった場合でも、常に利用可能である。

【0020】

選択的事項として、外形カットは2個の対向した湾曲部分を含む。湾曲部分は、開閉フラップに対し凸状態であり、開閉フラップに対しほぼ円形あるいは橢円形の形状を呈する。

【0021】

放出開口は、容器の可撓性の壁シートに不完全なダイ・カッティングより形成される。その結果、放出開口は、シールで、放出開口に対応する容器の可撓性の壁シートの部分により、最初は閉じられている。開閉フラップが初めて開かれる場合には、放出開口に対応する上記の部分は、対応する第1接着剤により開閉フラップの裏面に接着されているが、シールを破くことにより引き剥がされ、開閉フラップの裏面に永続的に固着されたままとなる。

【図面の簡単な説明】

【0022】

【図1】本発明の第1実施例による開閉装置が閉位置にある可撓性の使い捨て容器の上面図。

【図2】図1の開閉装置が開位置にある使い捨て容器の上面図。

20

【図3】図1のラインIII-IIIに沿った部分断面図。

【図4】図3に類似する開閉装置が開位置にある部分断面図。

【図5】本発明の第2実施例による開閉装置が閉位置にある可撓性の使い捨て容器の部分断面図。

【図6】図5に類似する開閉装置が開位置にある部分断面図。

【図7】本発明の第3実施例による開閉装置が閉位置にある可撓性の使い捨て容器の部分断面図。

【図8】図7に類似する開閉装置が開位置にある部分断面図。

【発明を実施するための形態】

【0023】

30

図1-4は、本発明の第1実施例による開閉装置を可撓性の使い捨て容器30に適用した状態を示す。この使い捨て容器30は、例えばウェットティッシュの容器であり内部の湿度を維持する。

【0024】

この使い捨て容器30は、不透過のプラスチック材料製シートからなる可撓性の壁シート31を有し、2つの横方向の結合シーム34によりその両端部が閉じられた平坦なチューブ状のバッグである。壁シート31は放出開口32を有し、放出開口32は壁シート31の開口対向部分33により最初は閉じられている。

【0025】

本発明の開閉装置は可撓性のベースシート1を有する。このベースシート1は、使用中は使い捨て容器30の壁シート31に接着され、放出開口32をカバーしている。ベースシート1は外形カット5を有する。この外形カット5が開閉フラップ2を規定する。この開閉フラップ2は、ベースシート1の残りの部分に折り曲げ線6で接続されている。この折り曲げ線6は、一連の整合した不連続な切断ラインにより形成され、ヒンジとして機能する。開閉フラップ2は、折り曲げ線6の反対側に把持タブ4を有する。

【0026】

開閉フラップ2の裏面は、第1接着剤3(図2でシャドーで示す)でカバーされている。第1接着剤3は、再接着可能な接着剤あるいは永久接着剤であり、使い捨て容器30の壁シート31に形成されているシリコン被覆面(silicon varnish)に接着される。

把持タブ4に対応する領域は、第1接着剤3が形成(塗布)されていないか、第1接着剤

40

50

3に非接着性の処理(anti-adherent treatment)が施されている。ベースシート1は、把持タブ4に対応する部分を除いて開閉フラップ2を囲む包囲部分7を有する。この包囲部分7は、使用中は使い捨て容器30の壁シート31に永続的に固着されている。

【0027】

それ故に、開閉フラップ2を把持タブ4で把持することにより、開閉フラップ2は、閉位置(図1,3)と開位置(図2,4)の間を動く。閉位置においては、開閉フラップ2は、放出開口32の回りの(壁シート31の)領域に接着され、放出開口32を気密に閉じる。開位置においては、開閉フラップ2が持ち上げられて、放出開口32への自由なアクセスを提供する。

【0028】

開閉フラップ2を規定する外形カット5は、それぞれ対向した湾曲部分を有する。この湾曲部分は、開閉フラップ2に対し凸状態であり、湾曲端部部分5aを有する。この湾曲端部部分5aは、折り曲げ線6の対向する端部(両端)と交差し、折り曲げ線6の対向する端部(両端)から開閉フラップ2に対し外側に、そして折り曲げ線6の反対側のベースシート1の端部の方向に伸びる。この実施例においては、折り曲げ線6は、両方の湾曲端部部分5aに対し接線方向になっている。

【0029】

使用中においては、放出開口32に対応する(使い捨て容器30の)壁シート31の開口対向部分33は、開閉フラップ2の裏面(裏側)に第1接着剤3(図2,4)により永続的に固着されている。この(壁シート31の)開口対向部分33は、最初はパーシャル・ダイ・カッティング(partial die cutting)により(切り取られ)、容器の壁シート31に最初は取り付けられているが、(その後)開閉フラップ2により引き離されて、フラップ2が初めて開かれる。

【0030】

図3,4に示すように、第1実施例においては、ベースシート1は2枚のプラスチック材料製の層即ち下の第1層1aと上の第2層1bとを有し、これらは互いに第2接着剤8aにより接着されている。折り曲げ線6を規定する一連の整合した不連続カットと開閉フラップ2を規定する外形カット5は、第1層1aと第2層1bと第1接着剤3と第2接着剤8aにまで及ぶ。

【0031】

選択的事項として、第1層1aはプリントされた層(プリント層)であり、第2層1bと第2接着剤8aは透明である。

【0032】

図5,6は本発明の第2実施例の開閉装置を示す。これは図1-4に示した第1実施例と以下の点を除いて類似する。この第2実施例において、ベースシート1は3枚の層即ち下の第1層1aと、中間の第2層1bと、中間の第2層1bの上の第3層1cとを有する。第2層1bは第1層1aに第2接着剤8aで接着され、第3層1cは第2層1bに第3接着剤8bで接着されている。第1層1aと第2層1bと第3層1cを接着している第2接着剤8aと第3接着剤8bは、同一材料又は異なる材料でもよい。

【0033】

この第2実施例においても、折り曲げ線6は一連の整合した不連続カットを有する。折り曲げ線6の一連の整合した不連続なカットと外形カット5の両方は、3枚の層即ち第1層1a,第2層1b,第3層1cと、第1接着剤3、第2接着剤8a,第3接着剤8bにまで及ぶ。

【0034】

図5,6に示す第2実施例においては、ベースシート1の第2層1bの厚さ又は剛性若しくはその両方は、第1層1aのそれ以上である。ベースシート1の第3層1cの厚さ又は剛性若しくはその両方は、第1層1aのそれ以下である(第3層1c < 第1層1a < 第2層1b)。第1層1a,第2層1b,第3層1cのそれぞれの剛性を考慮に入れて、これらの層の材料が決定される。選択的事項として、第1層1aはプリント層であ

10

20

30

40

50

り、第2層1b, 第3層1cと第2接着剤8a, 第3接着剤8bは透明である、あるいは別の構成として、第2層1bはプリント層であり、第3層1cと第3接着剤8bが透明である。

#### 【0035】

図7, 8は本発明の第3実施例の開閉装置を示す。この第3実施例は図5-6の第2実施例と以下の点を除いて類似する。即ちこの第3実施例においては、折り曲げ線6に含まれる一連の整合した不連続なカットは、第1層1a, 第2層1b, 第1接着剤3, 第2接着剤8aにのみ及び、第3層1cには及ばない。

#### 【0036】

以上の説明は、本発明の一実施例に関するもので、この技術分野の当業者であれば、本発明の種々の変形例を考え得るが、それらはいずれも本発明の技術的範囲に包含される。特許請求の範囲の構成要素の後に記載した括弧内の番号は、図面の部品番号に対応し、発明の容易なる理解の為に付したものであり、発明を限定的に解釈するために用いてはならない。また、同一番号でも明細書と特許請求の範囲の部品名は必ずしも同一ではない。これは上記した理由による。用語「又は」に関して、例えば「A又はB」は、「Aのみ」、「Bのみ」ならず、「AとBの両方」を選択することも含む。特に記載のない限り、装置又は手段の数は、単数か複数かを問わない。

#### 【符号の説明】

#### 【0037】

1 ベースシート

1 a 第1層

1 b 第2層

1 c 第3層

2 開閉フラップ

3 第1接着剤

4 把持タブ

5 外形カット

5 a 湾曲端部部分

6 折り曲げ線

7 包囲部分

8 a 第2接着剤

8 b 第3接着剤

3 0 使い捨て容器

3 1 壁シート

3 2 放出開口

3 3 開口対応部分

3 4 結合シーム

10

20

30

【図1】

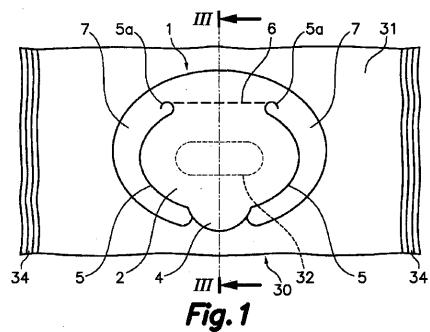


Fig.1

【図2】

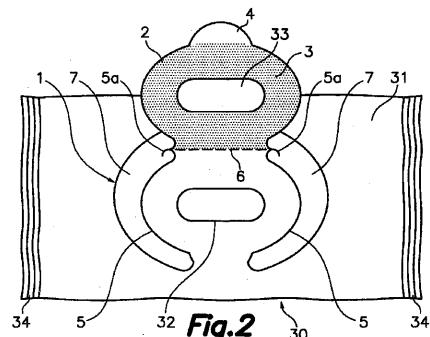


Fig.2

【図3】

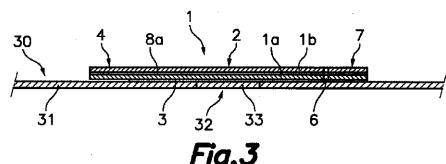


Fig.3

【図4】

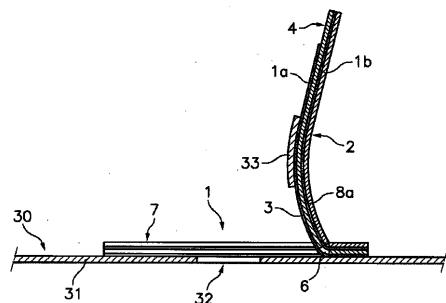


Fig.4

【図5】

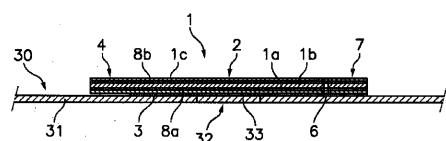


Fig.5

【図6】

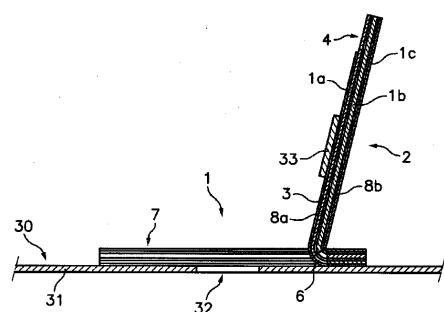


Fig.6

【図8】

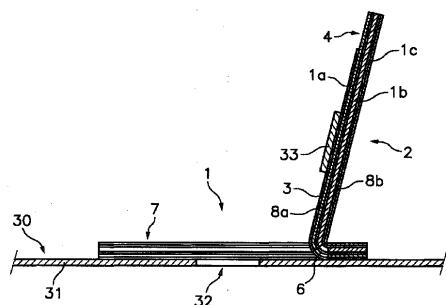


Fig.8

【図7】

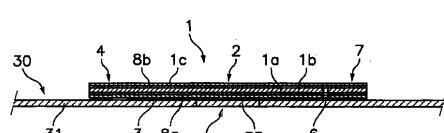


Fig.7

---

フロントページの続き

(31)優先権主張番号 U201331368

(32)優先日 平成25年11月27日(2013.11.27)

(33)優先権主張国・地域又は機関

スペイン(ES)

(56)参考文献 特開2013-060228(JP, A)

特開2000-229681(JP, A)

登録実用新案第3094212(JP, U)

特開2011-026002(JP, A)

特開2008-001414(JP, A)

特表2013-502357(JP, A)

特開2013-159365(JP, A)

特開2013-075691(JP, A)

特開2012-250727(JP, A)

米国特許出願公開第2010/0154264(US, A1)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B65D 75/58

B65D 83/08

B65D 77/20